

改正

平成30年8月29日告示第106号

令和4年8月9日告示第78号

令和5年4月28日告示第53号

令和6年10月29日告示第120号

五島市空き家バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における空き家を有効に活用し、市外からの移住及び市内での定住の促進を図るため、空き家バンクに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 居住を目的として建築された市内に存する戸建て住宅（建築物及びこれに付属する工作物並びにその敷地をいう。）又はマンション等の共同住宅の住戸であって、現に居住の用に供されていないもの又は近く居住の用に供されなくなる予定のものをいう。

(2) 所有者等 空き家に係る所有権を有する者又は売却若しくは賃貸を行う権利を有する者をいう。

(3) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた空き家に関する情報を、市内への定住等を目的として空き家の利用を希望する者に対して提供するシステムをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外の方法による空き家の取引を妨げるものではない。

(実施の委託)

第4条 市長は、この事業の一部を効果的に実施することができると認める法人その他の団体に委託することができる。

(登録申込み等)

第5条 空き家に関する情報を空き家バンクへ登録しようとする所有者等は、空き家バンク物件登録申込書（様式第1号）に空き家バンク物件登録カード（様式第2号）及び当該空き家に係る所

有権等を確認できる書類を添付して市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあった場合において、その内容が適当であると認めたときは、当該情報を空き家バンクに登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク物件登録完了通知書（様式第3号）により、当該申込みをした者に通知するものとする。
- 4 市長は、必要に応じて第2項の規定により登録した空き家の調査を行うことができる。
- 5 第3項の規定による登録の通知を受けた者（以下「空き家バンク登録者」という。）は、前項の調査に協力しなければならない。

（登録情報の変更）

第6条 空き家バンク登録者は、前条第2項の規定により登録された情報（以下「登録情報」という。）に変更があったときは、空き家バンク物件登録情報変更届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（登録情報の取消し）

第7条 市長は、登録情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録情報を取り消すものとする。

- (1) 空き家バンク登録者が、自己の登録情報の取消しを希望したとき。
 - (2) 登録情報に重大な誤り又は虚偽があったとき。
 - (3) その他市長が適当でないと認めたとき。
- 2 前項第1号の場合においては、空き家バンク登録者は、空き家バンク物件登録情報取消届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。
 - 3 市長は、第1項の規定により登録情報を取り消したときは、空き家バンク物件登録情報取消通知書（様式第6号）により、当該空き家バンク登録者に通知するものとする。

（登録情報の公表）

第8条 市長は、閲覧、市のホームページへの掲載その他の方法により登録情報のうち物件の概要等を公表するものとする。ただし、空き家バンク登録者が希望しない事項については、この限りでない。

（利用登録）

第9条 市から前条の規定により公表された登録情報よりも詳細な登録情報の提供を受けようとする者は、第3項に定める登録を受けなければならない。

- 2 次項の登録を受けようとする者（以下「利用登録希望者」という。）は、空き家バンク利用登

録申請書（様式第7号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 誓約書（様式第7号の2）
- （2） 住民票の写し等の現住所が確認できる書類

3 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、利用登録希望者が次の各号のいずれかに該当する者（転勤、季節労働等により一時的に転入する者及び所属する世帯に国家公務員又は地方公務員がいる者を除く。）であると認めたときは、当該利用登録希望者を空き家バンクに登録するものとする。

- （1） 市に転入しようとする者又は市内に住所を有する者であって、市内への定住等を目的として空き家を利用し、市の自然環境、生活文化、地域自治等に対する理解を深め、地域住民の一員として地域活性化に貢献しようとするもの
- （2） 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

4 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク利用登録完了通知書（様式第8号）により、当該利用登録希望者に通知するものとする。

（利用登録内容の変更）

第10条 前条第3項の規定による登録を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、同項の規定により登録された内容（以下「利用登録内容」という。）に変更があったときは、空き家バンク利用登録変更届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（利用登録内容の取消し）

第11条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録内容を取り消すことができる。

- （1） 成約により空き家を取得したとき。
- （2） 利用登録内容の取消しを希望したとき。
- （3） 空き家を利用しようとする目的が第9条第3項各号の要件を満たさなくなったと認められるとき。
- （4） 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- （5） 第9条第2項の規定による申請の内容に虚偽があったとき。

2 前項第2号の場合においては、利用登録者は、空き家バンク利用登録取消届（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により利用登録内容を取り消したときは、同項第1号に該当する場合を

除き、空き家バンク利用登録取消通知書（様式第11号）により当該利用登録者に通知するものとする。

（空き家バンク登録者と利用登録者の交渉等）

第12条 市長は、空き家バンク登録者又は物件の媒介を行う者と利用登録者との空き家に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

2 前項に規定する交渉等に関する一切の紛争等については、空き家バンク登録者又は物件の媒介を行う者と利用登録者の間で解決するものとする。

（契約の報告）

第13条 利用登録者は、空き家バンク登録者と空き家に関する契約を締結したときは、空き家バンク物件契約報告書（様式第12号）により、速やかに市長に報告しなければならない。

（守秘義務）

第14条 第4条の規定により事業の委託を受けた法人その他の団体の職員は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行日前において、五島市空き家バンク設置要領（平成26年五市公第2181号）の規定により登録のなされている登録情報及び利用登録内容については、それぞれ第4条第2項及び第8条第3項の規定により登録のなされた登録情報及び利用登録内容とみなす。

（五島市空き家活用促進事業補助金交付要綱の一部改正）

3 五島市空き家活用促進事業補助金交付要綱（平成27年五島市告示第24号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成30年8月29日告示第106号）

この告示は、平成30年8月29日から施行する。

附 則（令和4年8月9日告示第78号）

この告示は、令和4年8月9日から施行する。

附 則（令和5年4月28日告示第53号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月28日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日前に、第4条の規定による改正前の五島市空き家バンク実施要綱に規定する申込書等を用いてなされた手続その他の行為は、同条の規定による改正後の五島市空き家バンク実施要綱に規定する申込書等を用いてなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（令和6年10月29日告示第120号）

この告示は、令和6年10月29日から施行する。

年 月 日

（宛先）五島市長

申込者 住 所
氏 名 (※)
電 話

（※）本人が手書きしない場合は記名押印してください。

空き家バンク物件登録申込書

五島市空き家バンク実施要綱に定める趣旨等を理解し、同要綱第5条第1項の規定により、次のとおり空き家バンクへの登録を申し込みます。

- 1 登録内容は、別紙空き家バンク登録カード（様式第2号）に記載のとおりです。
- 2 登録情報について、五島市ホームページ等で公開することに同意します。
- 3 空き家バンクで得た情報について、漏えいしないことに同意します。

注意事項

- 1 本市では、情報の提供、必要な連絡調整等を行いますが、空き家バンク登録者及び利用登録者間における空き家の利用に関する交渉並びに売買及び賃貸借の契約については、一切これに関与しません。
- 2 仲介を希望される方は、公益社団法人全日本不動産協会長崎県本部又は長崎県宅地建物取引業協会に登録された事業者への依頼をお勧めします。
- 3 空き家バンク登録者及び利用登録者間で交渉する場合、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いします。
- 4 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、登録者の個人情報は、利用登録者への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。

様式第2号（第5条関係）

空き家バンク物件登録カード

登録No.				賃貸・売却の別	☐ 賃貸 ☐ 売却		
物件住所地	五島市						
希望価格	☐ 賃貸(円/月額)			☐ 売却(円)			
申請者	〒		住 所				
	氏 名				所有者との関係		
	TEL				FAX		
	eメール				@		
その他連絡先 (鍵の管理者等)	〒		住 所				
	連絡先名				TEL		
物件の概要	面 積		構 造		補修の要否	補修の費用負担	
	土 地	m ²		☐ 木造 ☐ 軽量鉄骨造 ☐ 鉄筋コンクリート ☐ その他	☐ 補修は不要 ☐ 多少の補修必要 ☐ 大幅な補修必要 ※補修が必要な場合は、補修箇所を特記事項へ記入して下さい	☐ 所有者負担 ☐ 入居者負担 ☐ その他	
	建 物	1階	m ²				
			坪				
		2階	m ²				
	坪						
	建築年	明治・大正・昭和・平成()年頃					
	利用状況	昭和・平成()年頃から空き家					
	主要施設等までの距離	☐ 保育園		km		☐ 商店・スーパー	km
		☐ 小学校		km		☐ 公 園	km
☐ 中学校		km		☐ 銀行・ATM等	km		
☐ 市役所・支所・出張所		km		☐ その他	km		
火災保険等の加入	☐ 所有者で加入済		☐ 未加入		☐ 所有者で加入予定	☐ 入居者で加入	
	ペットの飼育 ☐ 飼育可(屋内・屋外)				☐ 不可		
設備状況	ガ ス	☐ プロパンガス		☐ その他			
	水 道	☐ 上水道		☐ 簡易水道		☐ その他	
	風 呂	☐ ガス	☐ 灯油		☐ 電気	☐ その他	
	空 調	☐ エアコン有(室)		☐ 無			
	トイレ	☐ 水洗(浄化槽)		☐ 簡易水洗		☐ 汲み取り	
	駐車場	☐ 有(台)		☐ 無			
	農地・菜園	☐ 有(広さ:)		☐ 無			
事特 項記							

※抵当権、相続登記その他説明事項がある場合は、特記事項へ記載してください。

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

五島市長



空き家バンク物件登録完了通知書

五島市空き家バンク実施要綱第5条第2項の規定により、空き家バンクへの登録が完了したので通知します。

登録番号： 第 _____ 号

登録日： _____ 月 日

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）五島市長

申請者 氏 名 (※)

（※）本人が手書きしない場合は記名押印してください。

空き家バンク物件登録情報変更届

登録情報に変更がありましたので、五島市空き家バンク実施要綱第6条の規定により届け出ます。

登録番号： 第 _____ 号

変更内容： 様式第2号による。 _____

年 月 日

（宛先）五島市長

申請者 氏 名 (※)

（※）本人が手書きしない場合は記名押印してください。

空き家バンク物件登録情報取消届

登録情報の取消しを希望しますので、五島市空き家バンク実施要綱第7条第2項の規定により届け出ます。

登録番号 : 第 号

取消しの理由 :

第 号
年 月 日

様

五島市長 印

空き家バンク物件登録情報取消通知書

五島市空き家バンク実施要綱第7条第1項の規定により、空き家バンクの登録情報を取り消したので通知します。

登録番号 : 第 号

取消しの理由 :

年 月 日

（宛先）五島市長

空き家バンク利用登録申請書

五島市空き家バンク実施要綱に定める趣旨等を理解し、同要綱第9条第2項の規定により、次のとおり利用登録を申し込みます。

氏 名	(※)	
	(※) 本人が手書きしない場合は記名押印してください。	
住 所	〒	
生 年 月 日	年 月 日	
電 話 番 号		
入居希望者	(世帯主)	(世帯員)
	(年 齢)	(年 齢)
	(世帯員)	(世帯員)
	(年 齢)	(年 齢)
	(世帯員)	(世帯員)
	(年 齢)	(年 齢)

※現住所が確認できる書類（住民票の写し等）を添付して下さい。

年 月 日

（宛先）五島市長

住所

氏名 (※)

（※）本人が手書きしない場合は記名押印してください。

誓 約 書

空き家バンクの物件を利用するに当たっては、地域住民の一員として地域活性化に貢献するため、当該物件が所在する地域の町内会に加入することを誓約します。

第 号
年 月 日

様

五島市長 

空き家バンク利用登録完了通知書

五島市空き家バンク実施要綱第 9 条第 3 項の規定により、空き家バンクへの
利用登録が完了したので通知します。

登 録 番 号	
住 所	
氏 名	

年 月 日

（宛先）五島市長

空き家バンク利用登録変更届

利用登録内容に変更がありましたので、五島市空き家バンク実施要綱第10条の規定により届け出ます。

登 録 番 号	
氏 名	(※) (※) 本人が手書きしない場合は記名押印してください。
住 所	〒
変 更 内 容	

年 月 日

（宛先）五島市長

空き家バンク利用登録取消届

利用登録内容の取消しを希望しますので、五島市空き家バンク実施要綱第11条第2項の規定により届け出ます。

登録番号	
氏名	(※) (※) 本人が手書きしない場合は記名押印してください。
住所	〒
取消理由	

第 号
年 月 日

様

五島市長



空き家バンク利用登録取消通知書

五島市空き家バンク実施要綱第11条第1項の規定により、空き家バンクへの利用登録を取り消したので通知します。

登 録 番 号	
住 所	
氏 名	
取 消 理 由	

年 月 日

（宛先）五島市長

報告者 氏 名

⑩

空き家バンク物件契約報告書

空き家に関する契約を締結しましたので、五島市空き家バンク実施要綱第13条の規定により、次のとおり報告します。

利用登録者 （報告者）	氏 名	
	住 所	
物件所有者	氏 名	
	物件登録番号	
契 約 内 容	☐ 売買（金額	円）
	☐ 賃貸（金額	円）
契 約 締 結 日		
宅 建 業 者 名		
特 記 事 項		

※契約書を作成している場合は、その写しを添付して下さい。